

農家の皆様へ

牛の副産物が油脂や蒸製骨粉等に加工され、飼料や肥料に含まれている場合があります。

こうした飼料や肥料は、牛の口に入らないよう管理され、豚・鶏用の飼料や肥料として、本来の目的どおりに利用されている限りは、BSEに関する安全性に問題はありません。

これらの飼料や肥料の利用に当たっては、次の点に十分、注意して下さい。

牛などの反すう動物の飼料と、豚・鶏用の飼料や動物由来たんぱく質が入った肥料が混ざらないよう、区分して保管すること

牛などの反すう動物に、豚・鶏用の飼料を与えないこと

動物由来たんぱく質が入った肥料を放牧地等、牛の口に入るおそれのある場所にまかないこと

なお、牛のせき柱(背骨)が混入しているおそれのある原料で作った油脂や蒸製骨粉等を含む飼料や肥料は、平成16年7月から使用できなくなります。